

契約法における理由提示義務(2)

小 林 和 子[※]

- I 序
- II フランスの理由提示義務の諸相
 - 1 契約の内容決定における理由提示義務
 - 2 契約の内容変更の拒絶における理由提示義務
 - 3 契約の終了における理由提示義務
 - 1) 概観
 - 2) 賃貸借契約の終了時
 - 3) 代理商契約の終了時 (以上4巻2号)
 - 4) 労働契約の終了時
 - 5) 供給契約の終了時
 - 4 契約関係での制裁を伴った処分における理由提示義務 (以上本号)
- III フランスの理由提示義務論の体系化に向けた試み
- IV 考察

4) 労働契約の終了時

(1) 概観

労働契約の終了には、辞職、合意解約、不可抗力、裁判上の解除、引退など様々なものが考えられるが、ここでは特に解雇による労働契約の終了について検討する³⁹⁾。解雇による労働契約の終了について検討する理由は、現在、フランス労働法では、立法によって手続的要件・実体的要件としての解雇理由が要求されているからである⁴⁰⁾。このような立法による解雇規制がなされ始めたのは1970年代に入ってからのことである。1970年代までは、解雇権行使に対する規制の法理は、判例法の中において主に生成・発展してきた。

【一橋法学】(一橋大学大学院法学研究科) 第4巻第3号2005年11月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

39) JAMMAUD (A.), PÉLISSIER (J.) et SUPLOT (A.), *Droit du travail*, 20^e éd., Précis, Dalloz, 2000, p. 441.

40) 邦語文献として、野田進『労働契約の変更と解雇：フランスと日本』(信山社、1997) 169頁以下がある。

フランスを代表する労働法学者であり、社会学、哲学にも深い造詣を持つ学者であるシュピオ⁴¹⁾は、解雇に関する1973年7月13日の法律制定以後の労働契約について次のように指摘する。すなわち、同法制定以後、使用者と被用者との間には、新たな従属関係が生まれてきている⁴²⁾。そして、新たな従属関係においては、公法や家族法と同様、権限そのものが変容した⁴³⁾。1970年代からは、集団的解雇、個別的解雇、懲戒処分など雇用に影響を及ぼす決定のコントロール方法として事前の理由提示義務が立法によって要求され、事後の判事のコントロールも拡大されている⁴⁴⁾。

シュピオが以上のように指摘をする、事前のコントロールと事後のコントロールが及ぶ解雇権について、以下検討する。1973年7月13日の法律により解雇権行使に理由が必要となったことから、同法制定前の状況の紹介は必要最低限にとどめ、同法制定後の状況について重点を置きつつ、検討していくこととする。解雇はその事由ないし理由の種別に応じて人的事由による解雇、経済的事由による解雇及び懲戒事由による解雇の三種類に分類することが一般的であることから、本稿においてもこの分類方法に従うことにする。

(2) 人的事由に基づく解雇の場合

解雇における権利濫用理論は、1850年代以降の判決において、次第に適用されることとなったと言われている⁴⁵⁾。すなわち、労働契約の自由な解約権の行使は相手方当事者に大きな損害をもたらす可能性があり、濫用的な解雇権が回避されるべきであることは、この頃から意識され始めていたのである。1890年12月27日の法律は、解雇の自由を宣言した上で、濫用的な解雇権による損害賠償の発生を明文で承認をしている⁴⁶⁾。

41) シュピオの労働法理論については、水町勇一郎『労働社会の変容と再生—フランス労働法制の歴史と理論』(有斐閣、2001) 211頁以下などを参照。

42) SUPLOT (A.), *Les nouveaux visages de la subordination*, DS, 2000, p. 131.

43) SUPLOT (A.), *op.cit.*, pp. 132–133 et 135.

44) SUPLOT (A.), *loc.cit.*

45) 権利濫用理論については、外尾健一「フランスにおける解雇の法理」季労18号113頁(1955)、石橋主税「フランスにおける解雇権濫用の法理」九大法学4号23頁(1958)などを参照。

46) 野田・前掲注(40) 177頁。

しかし、条文の文言には曖昧な点が多く、解釈に関する論争を引き起こすこととなる。第一に、解雇権濫用の主張における立証責任は誰が負うのかが明確ではなく、第二に、解雇権濫用による責任発生の実体上の要件とは何なのかも明らかにされなかったからである。

第一の問題については、1928年7月19日の法律は、使用者が解雇理由を裁判所において述べなければならないとした⁴⁷⁾。しかし、破毀院は、理由を主張するだけでよく、判事によるコントロールはないとした⁴⁸⁾。使用者の主張する理由は企業の利益の援用のみでも問題はなく、使用者が解雇の理由を述べない場合、解雇理由が明確でない場合、解雇の理由を次々と変更する場合であっても、使用者による濫用的な解雇であるとするには不十分であった⁴⁹⁾。このように使用者の解雇権がほぼ無制約状態にあった背景の一つには、企業管理の唯一の責任者である使用者は、企業の一般的利益および良好な運営の唯一の判断権者であり、裁判所があらゆる解雇の現存性や有効性を判断することは不可能であるとの法理が存在していたからであるとされる⁵⁰⁾。

第二の問題については、まず、権利濫用とされるには、主観的要素が必要である⁵¹⁾とされたが、次第に、主観的要素以外も要件に組み入れられることとなる⁵²⁾。

このように、大まかにいうと、1973年の解雇に関する法律が制定されるまでは、使用者の経営権に対しては無制限的な評価がなされ、この権限に対する裁判所もほぼ無統制であったといえる。報復的意図が隠されている解雇や主張されていない違法な解雇事由が暗に認められた解雇に対して制限を加えていくには、1973年法の制定が必要であった。

解雇権の規制に関する法理は1973年7月13日の法律⁵³⁾により一変する。同法に

47) JAMMAUD (A.), PÉLISSIER (J.) et SUPLOT (A.), *op.cit.*, p. 454. 学説は立証責任の転換を説いた。

48) JAMMAUD (A.), PÉLISSIER (J.) et SUPLOT (A.), *loc.cit.*

49) 例えば、Cass. soc., 16 décembre 1963, *Bull. civ.* IV, n° 880.

50) JAMMAUD (A.), PÉLISSIER (J.) et SUPLOT (A.), *op.cit.*, p. 454.

51) 例えば、Cass. soc., 12 mai 1971, *Bull.civ.* V, n° 352. 主観的要素の代表例は、「害する意図」である。

52) 野田・前掲注(40) 179-180頁。非難されるべき軽率さや目的を逸脱した権利行使など客観的要素によっても権利濫用と判断されることになる。

より、解雇の手続的要件と実体的要件が設定・強化されることとなる⁵⁴⁾。同法には例外が認められていたものの⁵⁵⁾、使用者の自由裁量の理由でもって労働契約を終了することが不可能となった。解雇権の行使には理由が必要となり、事後的に判事によっても理由の真実性及び重大性がコントロールされることとなったのである⁵⁶⁾。

1973年7月13日の法律により、まず、手続的要件として、解雇通知に理由を記載しなければならなくなった⁵⁷⁾。解雇理由の記載は、1989年8月2日の法律により、労働者の請求の有無に関らず、すべての解雇に義務づけられることになる⁵⁸⁾。解雇理由が記載されていないことの効果について明文の規定はない。従って、手続的な瑕疵であり手続的な違法とされるべきか、あるいは、「真実かつ重大な理由」が不存在であるとされ実体的な違法とされるべきかについて、学説における活発な論議をもたらすこととなった⁵⁹⁾。この点について、破毀院は、解雇通知に解雇理由が記載されていない場合、または不明確な理由しか記載されていない場合は、単なる手続不備ではなく、解雇の「真実かつ重大な理由」が欠如し実体的な違法であるとしている⁶⁰⁾。また、手続的要件として解雇理由の提示を要求することにより、従来は認められた裁判中に理由を変更することも、解雇通知で表明していなかった理由を裁判所で主張することも、以後は認められなくなった。つ

53) 本法に関する邦語文献としては、山口俊夫「フランスの新解雇保護法」労働44号190頁(1974)、保原喜志夫「フランスの解雇の法理に関する一考察」労協189号2頁(1974)、中村紘一「フランスにおける1973年7月13日の法律による解雇法制改革の研究」比較法学10巻1号87頁(1975)などがある。

54) JAMMAUD (A.), PÉLISSIER (J.) et SUPLOT (A.), *op.cit.*, p. 448.

55) JAMMAUD (A.), PÉLISSIER (J.) et SUPLOT (A.), *op.cit.*, p. 442. 経済的理由による集団的解雇の除外、従業員数による制限、勤続年数による差別が予定されていた。

56) SUPLOT (A.), *op.cit.*, pp. 132-133 et 135. 以後、1973年7月13日の法律制定まで解雇権の規制法理であった権利濫用理論は、例外的な理論として援用されるにとどまることになる。例えば、「真実かつ重大な理由」による解雇とされるが、なおその態様において権利濫用と評価しうる場合などである。

57) JAMMAUD (A.), PÉLISSIER (J.) et SUPLOT (A.), *op.cit.*, p. 451.

58) JAMMAUD (A.), PÉLISSIER (J.) et SUPLOT (A.), *op.cit.*, pp. 448-449.

59) JAMMAUD (A.), PÉLISSIER (J.) et SUPLOT (A.), *op.cit.*, pp. 451-452.

60) Cass.soc., 29 novembre 1990, *DS*, 1991, 103; SAVATIER (J.), *L'obligation d'énoncer les motifs du licenciement et sa sanction*, *DS*, 1990, 99 も、破毀院の立場を支持している。

まり、解雇理由について紛争が生じたとき、使用者が解雇通知で表明しなかった解雇理由を法廷で表明しても、裁判所はこれを「真実かつ重大な理由」のある解雇であるか判断するにあたって考慮する必要もないし、そのような新たな主張自体が真実性を疑わせるものであるとされる⁶¹⁾。

1973年7月13日の法律により、実体的要件としても、「真実かつ重大な理由」が必要とされることになるが、「真実かつ重大な理由」の明確な定義は存在していない⁶²⁾。立法過程における国会での討論によれば、「真実性」は、客観性（偏見、個人的な都合を排除）、現存性、正確性という要素から構成される⁶³⁾。また、「重大性」は、「企業に損害をもたらすことなく労働関係を継続することができなくなるような、また解雇を必然的ならしめるような重大性を帯びたもの」とされる⁶⁴⁾。「重大性」にいう重大さとはどのような程度の重大さを意味するののかについては、論議が活発になされた⁶⁵⁾。この点については、破毀院は、1976年6月10日判決において、重大な非行は、重非行 (*faute grave*) と軽い非行 (*faute légère*) の中間に位置するものであると判断した⁶⁶⁾。また、労働者の非行以外にも、例えば、病気による欠勤、顧客あるいは他の労働者との不和などが「重大性」について問題となる。しかし、破毀院は、「真実かつ重大な理由」を一つの要件としてとらえ、「重大性」についての判断を独自に下すことはあまりしないとされている⁶⁷⁾。

「真実かつ重大な理由」の主張については、使用者が行うが、判事は労働者が指摘するように他にも理由がないか、探求することが可能である⁶⁸⁾。

「真実かつ重大な理由」の立証については、両当事者は対等であり、立証責任

61) JAMMAUD (A.), PÉLISSIER (J.) et SUPLOT (A.), *op.cit.*, pp. 451–452.

62) JAMMAUD (A.), PÉLISSIER (J.) et SUPLOT (A.), *op.cit.*, p. 455.

63) JAMMAUD (A.), PÉLISSIER (J.) et SUPLOT (A.), *op.cit.*, p. 449.

64) JAMMAUD (A.), PÉLISSIER (J.) et SUPLOT (A.), *op.cit.*, p. 460.

65) JAMMAUD (A.), PÉLISSIER (J.) et SUPLOT (A.), *loc.cit.* 既に労働法典には、非行について様々なレベルの非行が存在していたため、「重大な理由」から導かれる労働者の非行はいかなる程度のものか、問題となったのである。

66) Cass. soc., 10 juin 1976, *DS*, 1977, 21, note J. PÉLISSIER. 野田進「労働者の非行を理由とする解雇」阪大法学122号1頁(1982)も参照。

67) JAMMAUD (A.), PÉLISSIER (J.) et SUPLOT (A.), *op.cit.*, p. 461.

68) JAMMAUD (A.), PÉLISSIER (J.) et SUPLOT (A.), *op.cit.*, p. 463.

の転換は規定されなかった⁶⁹⁾。判事の訴訟指揮、証拠調べによって最終的な判断がなされることになる。両当事者の立証により判事が「真実かつ重大な理由」によると確信できない場合には、判事が積極的な役割を担う。必要であれば他の証拠を採求することも可能であるし、適切でないと判断された証拠は判事によって排除されることもある⁷⁰⁾。判事が理由の有無の確信を形成できない場合は、立証危険 (risque de la preuve) の問題となる。すなわち、1989年8月2日の法律により、労働者の利益に、と解されることになった (労働法典 L.122—14—3条)⁷¹⁾。

労働法典 L.122—14—4条や労働法典 L.122—14—5条第2項は、真実で重大な理由が欠けた解雇から労働者を救済する規定を置いている。労働法典 L.122—14—4条の場合、使用者には3つのサンクションが想定されている⁷²⁾。

人的事由による解雇の規制は、以下に述べる経済的事由による解雇の規制や懲戒解雇の規制との関係においては、一般に基本規制として位置づけられている。すなわち、経済的事由による解雇や懲戒事由による解雇にも、法律による適用除外が定められていない限り人的事由による解雇の規制は適用される。以下、経済的事由による解雇や懲戒事由による解雇について検討する。

(3) 経済的事由に基づく解雇の場合

1973年7月13日の法律が例外的な場合を除いて適用されることは先に述べたが、経済的事由による解雇独自の立法規制は1975年1月3日の法律によって初めて制定されることとなる⁷³⁾。すなわち、1975年1月3日の法律の特徴は、経済的事由に基づく解雇は行政官庁の許可が必要であるとされたことにある。しかし、以後、

69) JAMMAUD (A.), PÉLISSIER (J.) et SUPLOT (A.), *loc.cit.*

70) JAMMAUD (A.), PÉLISSIER (J.) et SUPLOT (A.), *loc.cit.*

71) JAMMAUD (A.), PÉLISSIER (J.) et SUPLOT (A.), *op.cit.*, p. 464. 「判事はとられた手続きの適法性および使用者の援用する解雇事由の真実かつ重大性を評価するにあたって、当事者の提供する諸事実により、また必要に応じ有用と判断して行ったあらゆる証拠調べの後にその確信を形成する」 (労働法典 L.122—4—3条)。

72) JAMMAUD (A.), PÉLISSIER (J.) et SUPLOT (A.), *op.cit.*, pp. 465—467. 復職・(最低限、失業前) 6ヶ月分に相当する給料の支払い・解雇による失業手当の返済を使用者が行う。復職は、裁判所が提案することができるだけであって、労働者もしくは使用者のいずれかが拒否したときには、復職することはできない。

73) JAMMAUD (A.), PÉLISSIER (J.) et SUPLOT (A.), *op.cit.*, p. 472.

許可制は廃止され、届出、または通知が必要とされるにとどまることとなる⁷⁴⁾。

経済的事由による解雇とは⁷⁵⁾、労働法典 L.321—1 条によれば、特に経済的困難または技術的変動に続く、雇用の廃止もしくは変動または労働契約の本質的変更の結果としての、労働者の人的領域に属さない事由により、使用者が実施する解雇をいうものとされる。

経済的事由による解雇においても手続的要件として、理由を付した書留郵便の文書で労働者個人に対して解雇通告をする必要があるが⁷⁶⁾、「経済的理由」ないし「雇用削減」と述べるだけでは足りず、ある程度の明確性と具体性が必要であるとされる⁷⁷⁾。経済的解雇の手続的保障は、解雇手続を正しく実現することが主目的であることには異論はないが、さらに、必要のない解雇そのものを回避し、できるだけ雇用の調整を実現する政策の一環としてとらえることも可能である⁷⁸⁾。協約や法律には労働者を雇用へ適応させる義務を根拠づける規定が存在しないことから、使用者には雇用の変動に適応する義務は原則的にはない。しかし、近時、雇用の変動があったとき、経済的事由に基づき労働者を解雇する前において、適応する義務が問題となった事件において、破毀院は信義則を根拠にこれを肯定した(エクスポヴィット判決と呼ばれる)。エクスポヴィット判決に対しては、特に適応する義務を信義則を根拠に導いた点について労働法や民法の学者は強い関心を示した。以下この判決を紹介する。

・1992年2月25日破毀院社会部判決(エクスポヴィット判決)⁷⁹⁾

74) JAMMAUD (A.), PÉLISSIER (J.) et SUPLOT (A.), *op.cit.*, p. 473. 根本猛「解雇の事前許可制廃止法」外国の立法26巻4号162頁(1987)、川口美貴「フランスにおける経済的理由による解雇」季労196号96頁(2002)も参照。手続の複雑さなどが指摘され、1986年7月3日の法律及び1986年12月30日の法律により廃止される。

75) JAMMAUD (A.), PÉLISSIER (J.) et SUPLOT (A.), *op.cit.*, pp. 475-477.

76) JAMMAUD (A.), PÉLISSIER (J.) et SUPLOT (A.), *op.cit.*, p. 448.

77) 野田・前掲注(40) 280頁以下。

78) JAMMAUD (A.), PÉLISSIER (J.) et SUPLOT (A.), *op.cit.*, pp. 497-510. 例えば、1986年法によって制度化された「社会計画」や「職業転換協定」はその具体例である。

79) Cass. soc., 25 février 1992, *Bull. civ.* IV, n° 121 ; D. 1992, 390, note M.DEFOSSEZ ; DS, 1992, 379 ; D. somm. 1992, 294, obs. A.LYON-CAEN ; *RTDciv.*, 1992, 760, obs. J.MESTRE ; J.C.P. 1992, I, 3610, obs. D.GATUMEL.

【事実】1985年7月1日、原告は、被告に顧客情報室の責任者として雇用された。1987年6月24日に、原告は、そのポストの廃止を理由に解雇された。その際には、原告に職業転換協定が提案されることもなかった。会社は、その後、同年7月3日に、別途に請求書作成係を雇った。そこで、この解雇の適法性が問題となった。

【判旨】使用者は、労働契約を信義則に従って履行しなければならない、労働者をその雇用の変動に適応させる義務を負っている。控訴院は、会社が1987年7月3日に請求書作成係を雇った事実を指摘して、使用者は原告を同人の能力に対応する雇用に再配置する可能性を有していたことを強調した。控訴院は、解雇が経済的事由に基づいていなかったと判断することができた。

本判決によれば、使用者は労働者の利益を信義則上考慮しなければならない、職業転換が可能な場合は、解雇権を行使することができないこととなる。後に述べることを先取りすることになるが、近時フランス契約法では、信義則の発展を根拠に「契約関係における連帯」という契約観を提唱する論者が存在する。この新たな契約観の代表的な論者であるジャマンは、近時の論文の中で、本判決や本判決に続く同旨の判決を「契約関係における連帯」の現れの一つであると位置づけている⁸⁰⁾。

(4) 懲戒事由に基づく解雇の場合

従来、懲戒権は判例上ほとんど実質的な法的制約を伴わない放任された状態にあった⁸¹⁾。例えば、懲戒事由としての労働者の非行についても、明確な基準や限界は存在せず、懲戒処分とフォートの間の比例原則も不存在であった。

1973年7月13日の法律は解雇に関する一般的規定であることから、懲戒事由に基づく解雇の場合にも適用され理由が記載された解雇通知が必要となった。また、1982年8月4日の法律により手続規定が詳細化されることとなった⁸²⁾。

5) 供給契約の終了時

80) JAMIN (Ch.), *Plaidoyer pour le solidarisme contractuel*, in *Études offertes à J. GHESTIN, Le contrat au début du 21^e siècle*, L.G.D.J., 2001, pp. 462–463.

81) JAMMAUD (A.), PÉLISSIER (J.) et SUPLOT (A.), *op.cit.*, pp. 879–900.

82) 野田・前掲注(40) 220頁。

(1) 判例の動向

(i) 従来の方考え方

特約店契約やフランチャイズ契約など供給契約では、原則として、期間の定めのある場合も、期間の定めのない場合も、自由に契約を終了させることが可能である⁸³⁾。理由の提示も不要である⁸⁴⁾。従って、契約を終了させられる当事者は、いかなる根拠により契約が継続されることがもはや望まれないのかについて理由を示すように要求することはできない⁸⁵⁾。

契約の自由な終了によって契約を終了させられる当事者は予告期間によっては保護される⁸⁶⁾。しかし、予告期間を守ったとしても、問題がある場合には、権利濫用理論で解決されるのが一般的である⁸⁷⁾。例えば、加害の意図がある場合には濫用的であると判断されうる⁸⁸⁾。契約終了時における加害の意図を証明するのは困難であることから、そこで、加害の意図があったと言えるか検討しなければならなくなる。例えば、契約終了の際に、相手方に借金を負わせ、市場から排除する意図がみられる場合には、加害の意図があると認定されやすくなる⁸⁹⁾。

(ii) 近時の動向

以上の状況を踏まえた上で、近時、供給契約の終了時において、加害の意図による権利濫用のみならず信義則に反することに対して制裁がなされるようになったとの指摘がなされている⁹⁰⁾。つまり、許諾者が特約店に、契約が更新されるこ

83) COLLART-DUTILLEUL (F.) et DELEBECQUE (Ph.), *op.cit.*, pp. 893-894 et 906. 自由に契約を終了させることが原則可能であるその根拠は永久契約の禁止、当事者の意思の尊重であるとされる。フランスにおける特約店契約については、保住昭一「フランスにおける特約店契約(1)(2)(3)」NBL49号8頁、50号11頁、51号23頁(1974)も参照。

84) Cass. com., 15 décembre 1969, *Bull.civ.* IV, n° 384.

85) MORVAN (P.), *L'hypothèse des contrats perpétuels en droit commercial, petites affiches*, 19 mars 1993, p. 12.

86) LASSALAS (Ch.), *Les critères de l'abus dans la rupture des relations contractuelles, Droit et Patrimoine*, juill.-août 1997, pp. 62-64.

87) BÉHAR-TOUCHAIS (M.) et VIRASSAMY (G.), *op.cit.*, pp. 162-169.

88) MAINGUY (D.), *Premier regard sur l'abus de droit dans les contrats, cah. dr.ent.*, 1998. 6, p. 1; ANCEL (P.), *Critères et sanctions de l'abus de droit en matière contractuelle, cah. dr. ent.*, 1998. 6, p. 34 は、信義則と権利濫用の区別の基準を設けることの困難性を指摘する。

89) LASSALAS (Ch.), *op.cit.*, p. 65.

とを信じさせた後更新拒絶をした場合、期間の定めのない場合に契約を継続させると信じさせた場合、などである⁹¹⁾。このような変化の背景には、単なる権利濫用のみならず、契約上の信義則⁹²⁾が契約終了時に支配されてきていることが考えられるとされる。供給契約の終了時における信義則の浸透の具体例として、1999年2月11日パリ控訴院判決がある⁹³⁾。

近時の判例においても、従来と同様、破毀院が理由提示義務を明確に要求した判決は未だにみられない⁹⁴⁾。しかし、近時の判例には直接的に理由の提示を要求したものはないものの、提示された理由に対してコントロールが及んでいるものがあることが最近の動向として指摘することができる。そして、単に自発的に提示された理由に対してコントロールが及んでいるに過ぎない判例の評釈者の中には、さらに一步進めて、契約解消者の理由提示義務を積極的に肯定する者も存在している。以下、新たな動向に伴った判決について検討を行う。

・1993年10月5日破毀院商事部判決⁹⁵⁾

【事実】1986年1月2日、特約店 (Roussel 社) は、許諾者 (Regie) と期間の定めのない排他的特約店契約を締結した。1988年1月6日、1989年1月7日に終了

90) LAURANT (Ph.), *La bonne foi et l'abus du droit de résilier unilatéralement les contrats de concession, petites affiches*, 8 mars 2000, p. 10.

91) LAURANT (Ph.), *op. cit.*, p. 10.

92) PICOD (Y.), *Le devoir de loyauté dans l'exécution du contrat*, L.G.D.J., 1989 は、契約の履行における信義則を「契約上の信義則」と「契約者の信義則」に区別して論じるものである。

93) Paris, 11 février 1999, *J.C.P.* 2000, II, 10244, note J.-P. CHAZAL ; *RTDciv.*, 1999, 390, obs. J. MESTRE. 販売網の再編成により、テリトリーを再分割し第三者に支店が引き継がれることになったが、ある支店の第三者による引き継ぎを容易にするため、特約店のテリトリーを自分のものにする目的のみにより許諾者は特約店契約を解消した事案である。パリ控訴院は、1134条3項、1135条により、販売網における義務の反対給付である、共同の関与の成果を失うことなく特約店が販売網から出られるようにしなければならない、との判断を示した。

94) MESTRE (J.), *Résiliation unilatérale et non-renouvellement dans les contrats de distribution*, in *La cessation des relations contractuelles d'affaires*, PUAM, 1997, p. 22 ; LE BARS (B.), *La résiliation unilatérale du contrat pour cause d'intérêt légitime*, *D. Aff.* 2002, p. 381.

95) Cass. com., 5 octobre 1993, *Bull. civ.* IV, n° 326 ; *J.C.P.* 1994, II, 22224, note Ch. JAMIN ; *RTDciv.*, 1994, 604, obs. J. MESTRE ; *D.* 1995, 69, obs. D. FERRIER.

するという1年の予告期間をもって、許諾者は特約店との契約を解消した。1988年6月29日、許諾者は特約店に対し、排他性が終了したことを告げた。特約店は許諾者に対し契約の濫用的な終了による損害賠償を請求した。

【判旨】許諾者は誤った理由を述べただけではなく、排他性に関する義務を怠り、本件特約店の代理人を利用し、他の特約店が利益を得るために、本件特約店契約を妨害し、本件特約店契約の費用の額を重くし、本件特約店の経営を複雑化させた。許諾者は中傷的な行為や差別的な行為を犯したと言える。従って、許諾者は濫用的に悪意をもって契約を終了した。契約の解消は、予告が遵守されたとしても、解消を取り巻く状況により濫用とされることもありうる。

【評釈】フェリエは、1994年10月25日破毀院商事部判決の評釈の中で、本判決は、許諾者によって提示された理由の正確さに対して特に裁判所のコントロールが及んでいると思われる、とする。

・1994年4月5日破毀院商事部判決⁹⁶⁾

【事実】特約店(G)と許諾者(VF)は、1986年1月1日より毎年更新をする期間の定めのない契約を締結した。さらに、終了する場合には、1年の予告期間をもって終了すると取り決めた。特約店は、許諾者による大々的な投資や宣伝の要求に同意した。許諾者は、偽って特約店が契約を終了したい意図があるとの主張をした上で契約を終了した。しかし、1988年の更新の日である1988年1月8日には許諾者は特約店に契約を終了することを述べていない。更新日から20日後の1988年1月28日に許諾者は1年の予告期間と共に契約を解消した。この決定は随分前からなされていたと思われるものである。特約店は濫用的な解消による損害賠償を請求した。

【判旨】特約店が許諾者による大々的な投資や宣伝の要求に同意し、許諾者は偽って特約店は契約を終了したい意図があると主張し、許諾者は契約の更新日で

96) Cass. com., 5 avril 1994, *Bull. civ.* IV, n° 149 ; *J.C.P.* 1994, I, 3803, obs. Ch. JAMIN ; *D.* 1995, 355, note G.VIRASSAMY ; *D.* 1995, 69, obs. D.FERRIER ; *D.* 1995, 90, obs. D.MAZEAUD ; *Contr. Conc. Consom.*, 1994, n° 159, obs. L.LEVENEUR ; *RTDciv.*, 1994, 603, obs. J.MESTRE.

ある1988年1月8日に契約を解消する意図を告げずその更新日から20日後の1月28日に契約を解消した。従って、契約を解消することを告げなかったこのような許諾者は誠実さに欠ける。

【評釈】 ビラサミーは、本判決の評釈において、次のように述べる。濫用的でない限り契約当事者は契約を自由に終了することができる。しかし、許諾者による濫用を性格づけるのは困難であり、破毀院は契約を自由に終了するという考え方を重要視している。従って、破毀院が濫用を認定することはほとんどない。しかし、許諾者が誠実で有能な特約店を何の理由もなく排除できるというのは契約上の誠実さや信義誠実に反するのではないか。供給契約にも「共通利益」概念を導入し、許諾者に理由提示義務を負わせるべきである。しかし、理由提示義務は謙虚なものにとどまるとすべきである。販売網の構成員や活動を新しくすることを禁じるものではない。ただ、許諾者の決定に理由を提示させ、その理由が正当なものであることを要求するに過ぎないものである。

・1994年10月25日破毀院商事部判決⁹⁷⁾

【事実】 許諾者は、特約店が許諾者による増担保請求を拒絶したことを理由に、契約を解消した。

【判旨】 別の特約店に近づけ経済的に不安定にさせるという暗黙の意図により、正当な理由がないのに、増担保を特約店に要求したにもかかわらず、許諾者による特約店契約の終了を濫用的なものではないと判断した控訴院は、正当な結論を導かなかった。

【評釈】 本判決を評釈するフェリエは、今日、裁判所のコントロールは、許諾者の理由の正当性あるいは適切さに及んでいるように思われると述べる。また、ローランも、近時の論文の中で、本判決は周囲状況ではなくさらに一歩進めて理由をコントロールしたものと評価することができるとしている。

97) Cass. com., 25 octobre 1994, *D.* 1997, 52, obs. D.FERRIER ; LAURANT (Ph.), *op.cit.*, p. 12.

・1998年1月20日破毀院商事部判決⁹⁸⁾

【事実】1990年7月18日及び同年9月1日の契約により、許諾者（Citroen 社）は、特約店（SCAO 社）と期間の定めのない特約店契約を締結した。新車の販売の失敗が続いたことにより、許諾者は契約締結から2年後、1年の予告期間をもって契約を終了する権限を持った。許諾者との特約店契約は最初から赤字のものであった。新車の販売の失敗からの再建は、特約店に要求された投資を考えると、特約店の安定性のため比較的に長い期間が必要であった。1992年8月28日、許諾者は1年の予告期間をもって契約を終了した。特約店は濫用的な契約の解消による損害賠償を請求した。

【判旨】新車の販売の失敗からの再建は、一定の期間における契約の条件とされていること、許諾者は、契約締結時か、1992年1月1日の契約更新時に、販売数が一定量に達成することを条件に契約を継続するという意図を特約店に告げていることを検討しなかった控訴院の決定は理由のないものである。

新車の販売の失敗は、自動車の市場全体の危機に部分的に起因すること、再建は新型車の発売により可能となることを考慮した上で、新車の販売の失敗が継続することがいかなる点について特約店に起因するものであるかを明らかにしなかった控訴院の決定は理由のないものである。契約の文言や履行の条件とは合致せず、許諾者には契約を終了する権限はない。

【評釈】ジャマンは、本件評釈の中で、次のように言う。許諾者によって解消の理由が自発的に示された場合、破毀院は、両当事者の行動や契約の文言と比較し提示された理由が適正であるかのみに関心を抱いている。破毀院は、次第に、そして間接的に、正確な理由を要求している傾向にあるのではないか。本判決が契約の終了を正当化するために用いられた理由を考慮に入れたことは、供給契約の終了時に明確な理由を要求することに対して意味のある前進の前兆である。

また、マゾーも、本件評釈の中で、本判決は、解消の理由に対してコントロー

98) Cass, com., 20 janvier 1998, *Bull. civ.* IV, n° 40 ; D. 1998, 413, note Ch. JAMIN ; J.C.P. 1998, II, 10018, note J.-P. CHAZAL ; D. 1998, 333, obs. D. FERRIER ; D. 1999, 114, obs. D. MAZEAUD ; *Contr. Conc. Consom.*, 1998, n° 56, obs. L. LEVENEUR ; *RTDciv.*, 1998, 675, obs. J. MESTRE.

ルを及ぼしたものであると評価する。そして、次のように述べる。契約終了時において信義則の要求が次第に高まりつつあり、破毀院は、理由に対するコントロールを徐々にではあるが確実に及ぼしているように思われる。そして、正当な理由がない限り、許諾者の契約終了は濫用的であるとされる。

・1998年10月27日破毀院商事部判決⁹⁹⁾

【事実】許諾者 (Fiat France) は、特約店と経済的には関連しつつも法的には異なった三つの契約を締結した。三つの契約のうち二つは期間の定めのない契約であり一つは期間の定めのある契約であった。しかし、両当事者の関係の悪化により、許諾者は連続的にそれぞれ契約で定められた予告期間を遵守しつつ三つの契約を終了させた。控訴院が許諾者の契約終了は濫用的であると判断したことに対し、許諾者は破毀申立てをした。

【判旨】濫用は契約関係を終了する際に許諾者が提示した偽りの理由から生じたものである。本件の場合、許諾者は特約店が復興することを望み三つの特約店契約のうち一つしか解消していないと主張したが、事実審判事は許諾者は特約店の「緩やかな破滅」を計画立てたことを明らかにするには十分な点が認められると判断した。

【評釈】マゾーは、本判決について次のように述べる。本判決は、許諾者が特約店契約を終了する際に提示された理由に対して判事のコントロールが及ぶか否かについて近時の破毀院判決では変化がみられることを肯定する論者の見解に合致したものと評価することができる。つまり、近時、破毀院は許諾者に理由提示義務を負わせる傾向にあると評価する見解があり、本判決も以上の傾向に合致したものと評価することが可能である。許諾者によって提示された偽りの理由を排除した事実審の決定を破毀院は正当なものとした。本判決を過大評価することは避けるべきであると思われるが、両当事者が従属の関係にある契約に関して非常に大きな意味のある判決と言うべきであろう。

99) Cass. com., 27 octobre 1998, *Defrénois*, 1999, 37079, obs. D.MAZEAUD.

・1998年1月6日破毀院判決（未公開）¹⁰⁰⁾

【判旨】このような状況により、また、許諾者は契約の解消についていかなる正当な理由も示さなかった以上、控訴院は法的に根拠のある決定をした。

特約店契約の終了が濫用的なものと判断した判決に対する許諾者の破毀申立てを棄却したものである。

(iii) 評釈者による理由提示義務の根拠の相違

理由提示義務を肯定する評釈者である、ピラサミー、ジャマン、マゾーはそれぞれの論拠が微妙に異なることが注目される。

ピラサミーは、理由提示義務の根拠を、専ら共通利益理論に求める。すなわち、共通利益理論を供給契約に認め、共通利益理論の効果として理由提示義務を認めようとしている¹⁰¹⁾。

ジャマンは、共通利益理論を根拠に理由提示義務を認めることには反対をしている¹⁰²⁾。共通利益理論を供給契約に認めることができるか否かの点については、認めることができるとの立場に立っている。ただ、ジャマンは、ある一定の供給契約については共通利益理論を認めうる要素が十分に存在はするものの、あらゆる供給契約について共通利益理論を認めることは、柔軟性に欠け、不適切であるとする。つまり、ジャマンによれば、共通利益理論が適用されると、個別具体的な場合のみに影響を与える特殊性について配慮がなされなくなるという。そして、柔軟性を担保するには別のメカニズムが必要であり、別のメカニズムこそが、理由提示義務であるという。理由が提示されることにより、理由の適切さがコントロールされることになる。そして、理由が不適切であるとされれば濫用的であるとの評価を受けることになるとする¹⁰³⁾。

100) FAGES (B.), *L'abus dans les contrats de distribution, in L'abus de droit dans les contrats, cah. dr. ent.*, 1998. 6, p. 17. note 49.

101) G. VIRASSAMY note sous Cass. com., 5 avril 1994, *Bull. civ.* IV, n° 149, précitée.

102) JAMIN (Ch.), *La recherche de nouveaux équilibres entre les parties dans les réseaux intégrés de distribution, petites affiches*, 6 mars 1996, p. 25 では、特に供給契約に対して共通利益理論を適用することには反対はせず、単に現状況では要件が欠けている、と述べているに過ぎない。

103) Ch. JAMIN note sous Cass. com., 20 janvier 1998, *Bull. civ.* IV, n° 40, précitée.

マゾーは、理由の提示義務を認めることについて、両当事者が不平等な場合や両当事者間の経済的従属的關係に特に重点を置いているように思われる¹⁰⁴⁾。

学説の中には、例えばピラサミーのように、判例による共通利益委任理論を供給契約にも拡大することを肯定する見解がある。先に述べたように、共通利益理論を供給契約にも認めると、供給契約を終了する者は理由を提示しなければならない結果となる。供給契約を共通利益契約として把握しようとする学説の展開にもかかわらず、破毀院は、共通利益契約については現在までのところ否定し続けている¹⁰⁵⁾。このような破毀院の態度について、両当事者に共通利益が生じる契約とはいかなる契約なのか、その基準は困難であり、基準を設定することを破毀院は、拒みつづけていると評価する見解がある¹⁰⁶⁾。

しかし、控訴院判決では共通利益契約について検討したとされるものが存在している。例えば、1963年10月31日エクス控訴院判決は、特約店契約を委任契約と解していると評価されている¹⁰⁷⁾。また、1973年12月13日アミアン控訴院判決では、「共通利益」という文言が用いられた¹⁰⁸⁾。さらに、近時指摘される興味深い動向は、「共通利益」という文言を意図的に用いることを拒んでいる点である。すなわち、「共通利益」という文言と類似の文言を用いた控訴院判決がある。例えば、「経済上共通な利益」という文言が1999年2月11日パリ控訴院判決¹⁰⁹⁾では用いられ、「利益の共通性」という文言が1998年10月23日パリ控訴院判決¹¹⁰⁾では用いら

104) D.MAZEAUD note sous Cass. com., 27 octobre 1998, *Defrénois*, 1999, 37079. マゾーは、Cass. com., 25 avril 2001, *D.* 2001, 3237 における評釈でも、長期的な契約での両当事者の経済的依存関係や両当事者の不平等な関係を根拠に、一方的契約解消時における理由提示義務を積極的に肯定する。

105) Cass. com., 7 octobre 1997, *Bull. civ.* IV, n° 252 ; *D.* 1998, 413, note Ch. JAMIN ; *RTDciv.*, 1998, 133, obs. P.-Y. GAUCHIER ; *J. C. P.* 1998, I, 10085, note J.-P. CHAZAL ; COSTANTIN (A), *Le rôle de la notion d'intérêt commun dans la rupture du contrat de concession commerciale, petites affiches*, 14 septembre 1998, p. 11, 16 septembre 1998, p. 17.

106) GRIGNON (P.), *Le concept d'intérêt commun dans le droit de la distribution*, in *Mélanges à M. CABRILLAC*, Dalloz, 1999, p. 150.

107) Aix, 31 octobre 1963, *J. C. P.* 1964, II, 13647, note J. HÉMARDE.

108) Amiens, 13 décembre 1973, *D.* 1975, 452, note A. ROLLAND.

109) MAINGUY (D.), GRIGON (Ph.), RESPAUD (J.-L.), *Chronique droit de la distribution*, *cah. dr. ent.*, 1999, 2, n° 3.

110) MAINGUY (D.), GRIGON (Ph.), RESPAUD (J.-L.), *op.cit.*, n° 3.

れている。そして、以上の「共通利益」と類似した文言を根拠として、供給者に対して信義誠実義務を要求しているのである。マンガーは、これらの概念は、意識的に共通利益の概念を用いることを回避し、権利濫用的な性格を根拠づけるために用いられたものと評価している¹¹¹⁾。

(2) 学説による理由提示義務

(i) 概観

以上の判例の新たな動向に着目し、近時の論文でも供給契約の終了時における理由提示義務について述べられたものが多い。理由提示義務を認める者の中には立法による義務化も検討する者もいるが、立法による理由提示義務の規定を設けることが望ましいとする見解は支配的ではなく¹¹²⁾、判例により、正当事由に基づく契約終了であることを要求すべきであるとする見解が支配的である¹¹³⁾。

マンガーは、近時の論文の中で、立法による理由提示義務を検討するが、立法による解決方法では、特約店はア・プリオリに弱い立場であると予定されてしまうことになるが、実際は違うとされる¹¹⁴⁾。マンガーは次のように言う。例えば、一括注文契約の場合は、供給者ではなく、販売者が強い立場に立つ¹¹⁵⁾。従って、立法による解決方法、特に、当座の必要のための法律は十分な解決方法とはいえない。排他的特約店契約の地位に関する立法の提案は、カブリヤックによる「安易な解決への誘惑」であるとの指摘に従うことになる¹¹⁶⁾。また、より安定的な法律であっても、射程や適用領域の画定が至難であり、例えば、1989年12月31日の法律（ドゥバン法とも呼ばれる）はその条文の文言が不明確なために大きな議論

111) MAINGUY (D.), *op.cit.*, p. 177.

112) BEAUCHARD (J.), *Droit de la distribution et de la consommation*, P.U.F., 1996, pp. 190-191. ボシャールは、立法による介入が必要か否かについても検討を行う。この点については従来から議論のあったところであるが、立法による解決は有効ではあるものの、適切であるかは微妙であるとの評価をする。

113) BEAUCHARD (J.), *op.cit.*, p. 191.

114) MAINGUY (D.), *op.cit.*, p. 175.

115) FERRIER (D.), *Le déréférencement d'un fournisseur par une centrale d'achat, in La cessation des relations d'affaires*, PUAM, 1996, p. 45.

116) CABRILLAC (M.), *Remarques sur la théorie générale du contrat et les créations récentes de la pratique commerciale*, in *Mélanges G.MARTY*, Univ. Toulouse, 1978, p. 235.

を呼ぶ結果となった¹¹⁷⁾。

また、理由提示義務のみならず、より一般的に、供給契約における販売者の保護に関する立法について検討した文献が存在するものの、いずれも否定的である¹¹⁸⁾。例えば、メモン＝グタロワは、特約店に関する特別法は必要なく、専ら判例の集積、あるいは一般法によるべきであるとする¹¹⁹⁾。

(ii) 共通利益理論に着目した理由提示義務

(a) ドゥバン法制定前における議論

i) 概観

共通利益理論とは、共通利益委任理論を供給契約にも拡大することを肯定する見解のことである。共通利益理論が供給契約に認められることとなると、供給契約を終了しようとする者は終了の理由を示さなければならなくなる。供給契約を共通利益契約として把握することを唱える学説の展開は、1970年代頃に始まる。1970年代は、包括的な消費者保護立法がなされ、フランチャイズ契約、特約店契約が発展した時期でもあった。学説では、共通利益理論について、否定的な説¹²⁰⁾と肯定的な説¹²¹⁾が存在していた。商業及び家内工業の諸事業の育成並びにその経済的・法的及び社会的条件の改善に関する1989年12月1日の法律（ドゥバン法とも呼ばれる）が制定される以前においては、共通利益理論を肯定する論者は必ずしも多くはなかった。しかし、共通利益理論は、ドゥバン法により転換期を迎えることになる¹²²⁾。本法は主に独占権を有することが多い供給契約も適用対象となるとされ、本法を根拠にした共通利益理論や共通利益理論に基づく理由提示義務の論議も活発化する。以下、ドゥバン法制定前の理由提示義務について検討する。

ii) ビラサミーによる理由提示義務

117) MAINGUY (D.), *op.cit.*, p. 176.

118) MAYMON-GOUTALLOY (M.), *Contre une intervention législative en matière de concession commerciale*, RTDcom., 1982, p. 519.

119) MAYMON-GOUTALLOY (M.), *op.cit.*, pp. 530-531.

120) CABRILLAC (M.), *op.cit.*, p. 235.

121) BRENET (A.), *Clientèle commune et contrat d'intérêt commun*, in *Mélanges A. WEILL*, Dalloz, 1983, p. 85; HASSLER (T.), *L'intérêt commun*, RTDcom., 1984, p. 582.

まず、ドゥバン法制定前から強く理由提示義務を提唱していた論者には、ピラサミーが挙げられる。ピラサミーは、1986年に「経済的依存契約」と題された博士論文を発表した。本論文において、ピラサミーは、経済的依存契約の終了時における理由提示義務を提唱している¹²³⁾。

ピラサミーによれば、経済的依存契約とは、契約の一方当事者である従属者が、自己の存続の為に、契約の相手方である支配者との、継続的、優先的、排他的な関係に従属する契約であり、結果、従属者は経済的に支配者に従属し、支配者の支配下に置かれる。従属者が法的に独立であるか否かはあまり重要ではないとされる。具体的には、代理商契約、下請負契約、特約店契約、フランチャイズ契約、などが経済的依存契約とされる¹²⁴⁾。

ピラサミーは次のようにいう。支配者の独断的な契約の解消から従属者を保護するには、支配者に理由提示義務を課すべきである。そして、形式においても内容においても理由は重要である¹²⁵⁾。

中途解約の場合、裁判によるのが原則であるが（民法典1184条）、裁判によらずとも、債務不履行が重大性を帯びている場合や状況に緊急性が認められる場合、支配者は一方的に契約を終了することができる。ただ、このような場合であっても、あらゆる債務不履行に認められるのではなく、契約を継続することが償いようのない損害につながる程度でなければならない。債務不履行の重大性あるいは状況の緊急性という理由を提示し、支配者は契約を解消することが可能である¹²⁶⁾。

また、解除条項により契約が解消される場合であっても、従属者保護という点

122) BLANC (G.), *Les contrats de distribution concernés par la loi Doubin*, D. 1993, *chron.* p. 218 ; VIRASSAMY (G.), *La moralisation des contrats de distribution par la loi du 31 décembre 1989 (art. 1er)*, J.C.P. 1990, II, 15809. 1989年12月31日の法律1条1項（後に商法典L.330—3条となる）は、「他人に、商号、商標または営業標章 (enseigne) の使用を許諾し、その活動の履行につき、排他的または準排他的な約束を要求する者は全て、相手方当事者が事情を良く知った上で契約関係に入れるよう、その者に真正な情報を提供する文書を交付し、両当事者の共通の利益において締結されたあらゆる契約に署名をする義務を負う」とする。

123) VIRASSAMY (G.), *Les contrats de dépendance*, L.G.D.J., 1986.

124) VIRASSAMY (G.), *op.cit.*, p. 5 et s.

125) VIRASSAMY (G.), *op.cit.*, p. 217.

において理由提示義務は大きな役割を担う¹²⁷⁾。

理由提示義務は他の終了形態の場合にも拡大されるとすべきである。期間の定めのある契約の更新拒絶や期間の定めのない契約の解約は、原則として、支配者の自由である。しかし、例えば、従属者にある条件を遵守させることが契約の継続の前提となっている場合は、理由を示し、条件が遵守されなかったことを明らかにしなければ自由に契約を解消することは認められないとすべきである¹²⁸⁾。例えば、1981年3月2日破毀院商事部判決など¹²⁹⁾、従属者が支配者により結果を要求されている場合、支配者の契約終了における自由は制限的なものになるとすべきである。

以上のような条件が存在しない場合は、先に述べたように自由に解消できるはずである。しかし、経済的従属契約の特殊性、専門家の事業であることなどにより、厳格な一般法の適用は望ましくない。従って、例えば、労働契約、賃貸借契約などのように、修正が望ましい¹³⁰⁾。

理由提示義務の根拠は、権利濫用理論と、共通利益理論が考えられる。この点については、ピラサミーは次のように言及する。

まず、権利濫用理論を根拠とする場合について検討を行うこととする。期間の定めのある場合も期間の定めのない場合も、濫用が問題となった場合、決定の理由を明らかにする必要がある。しかし、この場合、濫用的な終了であるか否かの理由を証明する者は従属者である¹³¹⁾。また、権利濫用理論を根拠にすると、理由提示義務は、支配者の契約解消決定の要件ではなくなる。理由提示義務は、害意や解消する権利の逸脱による濫用を排除し、解消する決定の利益を明らかにすることに資する。すなわち、解消自由の原則の有効性を強化するものになる。しかし、判例は、先に述べたように明らかな害意がない限り、契約の終了は適切なものであるとみている。従って、このように解すると、合理的な予告期間がある場

126) VIRASSAMY (G.), *op.cit.*, pp. 219–221.

127) VIRASSAMY (G.), *op.cit.*, pp. 221–222.

128) VIRASSAMY (G.), *op.cit.*, p. 223.

129) Cass. com., 2 mars 1981, *Bull. civ.* IV, n° 113.

130) VIRASSAMY (G.), *op.cit.*, pp. 224–225.

131) VIRASSAMY (G.), *op.cit.*, p. 226.

合、濫用は原則として排除されることとなる¹³²⁾。結局、契約終了は自由であるのほとんど変わらない状態が生み出される。理由提供義務は、支配者の契約解消決定の要件ではない限り、権利濫用理論によりサンクションを及ぼすのは難しい。従って、理由提示義務を権利濫用理論から導くのは妥当であるとは思われない¹³³⁾。

次に、共通利益理論を根拠とする場合について検討を行うこととする。共通利益理論は、根拠のないもしくは不意打ちの契約解消から従属者を保護するためのものである。共通利益理論について検討された1973年12月13日アミアン控訴院判決は、例外的な存在にとどまるものであるが注目すべきものである。代理商契約の場合、1958年12月23日デクレが適用されない代理商でも保護を受けられるとした点に着目すべきである。共通利益理論を根拠に理由の提示を義務づければ、解消の危険と頻度は減少することになる。従って、委任契約に限らずより一般化すべきである。経済的依存契約の安定性には理由の提示という支配者による手続が必要なのである。理由提示義務は共通利益理論を根拠とするほうが、権利濫用理論を根拠とするより優れていると思われる¹³⁴⁾。

(b) ドゥバン法制定後における議論

i) ドゥバン法に依拠した理由提示義務

a) 概観

以上が、ピラサミーの共通利益理論を根拠に理由提示義務を容認すべきであるとした見解の骨子である。次に、ドゥバン法制定後の理由提示義務について検討する。同法1条1項では、「共通利益契約」について触れられていることから、この条文は何も意味を持たないものなのか、あるいは何か意味を持つものなのか、仮に後者であるとするならば、いかなる意味を持つものなのかについて議論されるに至った。

132) VIRASSAMY (G.), *op.cit.*, p. 226.

133) VIRASSAMY (G.), *op.cit.*, pp. 226-227.

134) CHAZAL (J.-P.), *Les nouveaux devoirs des contractants, est-on allé trop loin?*, in *La nouvelle crise du contrat*, Dalloz, 2003, p. 99 は、確定性（民法典1104条以下）、コース（民法典1131条）、衡平さ（民法典1135条）をもって契約終了における両当事者における不均衡の解決をすれば良いとし、供給契約における理由提示義務には反対する。

ドゥバン法を根拠に、共通利益理論が供給契約にも拡大することは肯定をする
が、理由提示義務は否定をする見解がある¹³⁵⁾。しかし、このような見解を採用す
る論者は少数である。やはり、供給契約に共通利益理論を拡大させることに積極
的な論者は、共通利益理論を根拠に理由提示義務をも肯定するのが一般的である。

ピラサミーは、ドゥバン法の制定時において同法の解説をするにあたっても、
共通利益理論を根拠に理由提示義務を提案する¹³⁶⁾。さらに、1996年の論文集「契
約関係における弱い立場に立つ当事者の保護—フランスとベルギーの比較—」の
中でも、専門家同士の契約終了時、特に供給契約の終了時には理由を提示する必
要があると指摘し、その根拠に、ドゥバン法を挙げている¹³⁷⁾。

トレアールも、ドゥバン法制定後1990年に行われたドゥバン法に関するシンポ
ジウムにおいて、同法1条により供給者は一方的解消のあらゆる決定について理
由提示義務を負うと主張をしている¹³⁸⁾。同法の立法者は、解消時には正当な理由
を特約店契約やフランチャイズ契約にも要求していると捉えるべきであるとし、
同法1条から必然的かつ直接的に導かれるものは、契約の解消あるいは契約の更
新拒絶に対する理由提示義務であるとトレアールは明言する¹³⁹⁾。このように、ト
レアールは、ドゥバン法1条を根拠に、非常に強く理由提示義務を主張するが、
このような見解に対しては、理由提示義務を肯定する論者の中からも批判が強
い¹⁴⁰⁾。

コラール＝デュティユとデルベックも、ドゥバン法は代理商契約以外にも共通

135) BÉHAR-TOUCHAIS (M.) et VIRASSAMY (G.), *op.cit.*, pp. 178–179. 共通利益理論に
同様の効果を与える必然性はないとする根拠について、特約店やフランチャイ
ジーは、供給契約が終了した後も顧客を保持することができ、特約店契約やフ
ランチャイズ契約において共通利益理論が認められるとしても、契約の解消に理由
のコントロールが及ぼさなければならないとすることは考えにくい、とする。

136) VIRASSAMY (G.), *op.cit.*, p. 148.

137) VIRASSAMY (G.), *Les relations entre professionnels en droit français*, in *La pro
tection de la partie faible dans les rapports contractuels, comparaisons franco-
belges sous la direction de J.GHESTIN et M.FONTAINE*, L.G.D.J., 1996, p. 505.

138) THREARD (J.), *La loi Doubin, cah. dr. ent.*, 1990, 4, p. 15. トレアールは、ドゥバ
ン法1条について、従来の状況に対していかなる影響力も持たない定義に過ぎな
いと解する論者や、同法1条からは販売者に顧客補償を認めることが導かれると
解する論者がいるが、同法1条はこれらのどちらの解釈でもないとする。

139) THREARD (J.), *op.cit.*, p. 17.

利益契約の適用を拡大したと捉えるべきであるとし、同法により理由提示義務が導かれることを肯定する。さらに、いかなる理由によってでもよいというわけではなく、契約関係の終了を基礎づける理由を提示する義務を負うという意味においてであると論を進めている¹⁴¹⁾。

b) 問題点についての検討

パンクラチ=ティアンも共通利益理論に基づき理由提示義務を肯定している。根拠はドゥバン法である。共通利益委任理論と同じ効果が得られるとすべきであり、代理商とパラレルにフランチャイジーや特約店も保護されるべきであるとしている¹⁴²⁾。パンクラチ=ティアンは、共通利益委任理論と比較しつつ、共通利益理論の問題点についても検討を行っている。

まず、共通利益理論による理由提示義務は、フランチャイザーや許諾者の契約解消時のみに要求されるのか、あるいは、フランチャイジーや特約店の契約解消時にも要求されるのかについて検討を行っている¹⁴³⁾。パンクラチ=ティアンは次のように言う。共通利益理論は一般に販売者（フランチャイジーや特約店）を保護する方法として用いられるものとされる。そして、共通利益理論から両当事者の協力関係が生じ、フランチャイザーや許諾者の契約解消権限は理由提示義務により制限されると解されている。しかし、共通利益委任理論とは異なり、共通利益理論においては、フランチャイザーや許諾者が契約を解消する場合のみならず、フランチャイジーや特約店が契約を解消する場合にも理由提示義務が要求されると解すべきである。その根拠には、共通利益委任理論では、受任者による契約の放棄が委任者を害する場合には委任者には損害賠償が認められている（民法典2007条）が、供給契約においてはフランチャイジーや特約店によって契約が放棄されても、フランチャイザーや許諾者には原則的に損害賠償が認められていない

140) PANCRAZI-TIAN (M.-E.), *op.cit.*, p. 249. パンクラチ=ティアンは、ドゥバン法から共通利益理論が導かれることには賛成するが、トレアルの見解は妥当ではないとする。なぜならば、もし立法者が特約店契約やフランチャイズ契約の解消の条件を直接的に規定することを望んでいたとするならば、解消の条件をより明確に公然と規定したであろうと考えられるからである、とする。

141) COLLART-DUTILLEUL (F.) et DELEBECQUE (Ph.), *op.cit.*, pp. 873-874.

142) PANCRAZI-TIAN (M.-E.), *op.cit.*, p. 248.

143) PANCRAZI-TIAN (M.-E.), *op.cit.*, p. 250.

点が挙げられる。民法典2007条は、同2003条や同2004条とは異なり、共通利益委任理論が適用される場面にも及ぶと解すべきである。すなわち、共通利益委任理論に関する初期の判例（前掲1873年1月6日破毀院判決）により、共通利益委任理論には、2003条と2004条は適用されないが、2003条に関連した2007条の詳細な規定は共通利益委任理論においても生かされるべきである。

次に、共通利益理論は期間の定めのない契約のみならず期間の定めのある契約にも及ぶかについて、パンクラチ=ティアンは検討を行っている¹⁴⁴⁾。両当事者の共通利益性は、契約の自由な解消ではなくコントロールの及ぶ解消になることを正当化することを重視すべきであるとする。そして、期間の定めのない場合と期間の定めのある場合に区別を設ける必然性はどこにもないと結論づける。

第三に、共通利益理論は、共通利益委任理論と同様に、その基盤の堅固さが欠如していることも指摘する¹⁴⁵⁾。すなわち、共通利益理論や共通利益委任理論は、契約によって簡単に排除することが可能であり、契約による排除を肯定的に解した共通利益委任理論に関する判例も存在する¹⁴⁶⁾。

ビラサミーは、第三の点について、契約によって共通利益理論を排除することができるとしても、契約関係の終了には理由の提示が必要であると主張する¹⁴⁷⁾。さらに、ビラサミーは、あらかじめ解消理由を定めておく場合、その理由はいかなる理由であってもよいのか、あるいは労働契約の解消のように解消者の解消理由は、「真実かつ重大な理由」でなければならないかを検討している¹⁴⁸⁾。ビラサミーは、解消理由は、いかなる理由であってもよいというわけではなく、制限的に考えたほうが望ましいとするが、ビラサミーの見解に対しては批判的な見解もある¹⁴⁹⁾。

ii) ドゥバン法に依拠しない理由提示義務

ドゥバン法制定後、直接的にドゥバン法から導かれるとはしないものの、理由提示義務を共通利益理論から導き出そうとする論者もいる。例えば、ゴチエがそ

144) PANCRAZI-TIAN (M.-E.), *op.cit.*, pp. 250-251.

145) PANCRAZI-TIAN (M.-E.), *op.cit.*, pp. 251-252.

146) 例えば、Cass.com., 7 juillet 1983, *Bull. civ.* IV, n° 209.

147) VIRASSAMY (G.), *op.cit.*, p. 420.

148) VIRASSAMY (G.), *op.cit.*, pp. 420-421.

うである。1996年に開かれた「商事契約関係の終了」に関するシンポジウムにおいて、ゴチエは、期間の定めの有無にかかわらず供給契約の終了時には理由の提示が必要であるとし¹⁵⁰⁾、理由提示義務のメリットとして、立証責任の転換が図られることがあるとする。また、ゴチエは、1998年に最近の判例の分析を行い、特約店契約など委任契約以外の契約にも共通利益理論を認めるべきであるとし¹⁵¹⁾、共通利益理論を根拠に、理由提示義務を肯定すべきであると明言する。以上のゴチエの見解については、供給契約には経済的な支配関係が存在することから、契約終了時に理由を提示することは、必要最低限の誠実さを相手方に対して示すことになるであろうと指摘する論者がいる¹⁵²⁾。

(c) 共通利益理論に着目した理由提示義務への批判的検討

共通利益理論による理由提示義務を否定する見解も発表されている。例えば、マンギーは、後に述べるように供給契約における理由提示義務については、積極的に肯定するが、根拠として共通利益理論を持ち出すのは誤りであるとする¹⁵³⁾。その根拠について、マンギーは次のように言う。共通利益理論は、顧客を喪失した場合に損害賠償の支払いを認めるための理論である。単なる濫用的な解消についての損害賠償に関する法理ではない。その結果、共通利益理論においては、顧客は誰に属するかということが、その分析の中心に位置することになる。仮に、供給者に顧客が属することが認められるのであれば、販売者は自分がその発展に貢献した顧客の喪失により損害賠償を請求できる。反対に、販売者に顧客が属することが認められるのであれば、販売者は損害賠償を請求することはできない。つまり、共通利益理論は、契約の終了時における効果についてより強く関心を抱くのである。従って、契約の終了時には理由が必要であるか否か、つまり契約の終了時における条件は必要であるかという問題について、これを肯定する根拠と

149) PANCRAZI-TIAN (M.-E.), *op.cit.*, pp. 251.

150) GAUTIER (P.-Y.), *Rapport de synthèse*, in *La cessation des relations contractuelles d'affaires*, PUAM, 1996, p. 216.

151) GAUTIER (P.-Y.), *Pour la concession d'intérêt commun : ôter l'épine empoisonnée de la rupture du contrat*, RTDciv., 1998, p. 130.

152) LAURANT (Ph.), *op.cit.*, p. 13.

153) MAINGUY (D.), *op.cit.*, p. 174.

して、契約の終了時における効果にその焦点を当てた共通利益理論を用いるのは適切であるとは言えない。

(iii) 商法典 L.420—2 条に着目した理由提示義務

ビラサミーは、先に述べたように、理由提示義務の条文上の根拠の一つとしてドゥバン法をも検討するが、さらには、競争法も重要な理由提示義務の根拠を提供するものであると指摘している。ビラサミーは、商法典 L.420—2 条（支配的地位濫用の禁止に関する規定。1986年12月1日のオルドナンス8条2項。後に数度の改正を経て商法典に組み込まれる。）が、契約当事者の不当な取引条件への従属の拒否を唯一の理由として既存の契約を終了させることを禁止していることに着目をする¹⁵⁴⁾。

商法典 L.420—2 条については、立法者の目的は、あまりにもリスクが大きすぎる投資の要求をすること、販売者の再販売能力とは釣り合わない量を販売者に購入することを促すこと、などを禁止することにあった¹⁵⁵⁾。

そして、ビラサミーは、本条文により、契約関係を終了する者に、その理由を提示し、正当化することを促すべきであり、また、理由のコントロールが及ぶとしている¹⁵⁶⁾。

ドレフュス＝ネッテの論文も同じ趣旨である¹⁵⁷⁾。他にも、何人かの論者は、立法当時、商法典 L.420—2 条により、特に供給契約における契約の解消の条件を判事がコントロールすることになると考えた¹⁵⁸⁾。

確かに、競争法が制定された時点では、商法典 L.420—2 条を根拠に理由提示

154) VIRASSAMY (G.), *op.cit.*, p. 505.

155) THREARD (J.) et BOURGEON (Ch.), *Dépendance économique et droit de la concurrence, cah. dr. ent.*, 1987, 2, n° 32.

156) VIRASSAMY (G.), *op.cit.*, p. 505.

157) DREIFUSS-NETTER (F.), *Droit de la concurrence et droit commun des obligations, RTDciv.*, 1990, pp. 388–389 は商法典 L.420—2 条の適用範囲を逃れる者をどのように制裁するかであるが、契約一般法に基づく十分な保護が得られない。従って、期間の定めのある場合も期間の定めのない場合も、商法典 L.420—2 条の趣旨を生かし、契約の終了には理由提示という必要最低限のコントロールを及ぼすべきだ、とする。

158) DURAND (P.), *La rupture des contrats de concession exclusive au regard de l'article 8 de l'ordonnance du 1er décembre 1986, cah. dr. ent.*, 1987, 6, p. 21.

義務を肯定する見解も多く存在していたが、近時は本条文に基づいて理由提示義務を肯定する論者は少ない。供給契約における契約の解消の条件に裁判所のコントロールが及ぶとの立法当時の期待は現実のものとはならなかったとの評価もある¹⁵⁹⁾。

さらに、パンクラチ=ティアンは、商法典 L.420—2 条により、判事が販売網の再編成において供給者が提示した変更理由についてコントロールする権限があるとするのは、経営のリスクも負った供給者の自由を害することになり妥当ではなく、また、この条文から体系的な理由提示義務が導かれるとは考えられにくいとする。なぜならば、この規定は、経済的従属者が不当な取引条件への従属を拒否したことを理由とした場合を禁止しているだけであって、より一般的に、契約終了時に、判事に理由のコントロールをするように促したものではないからである、とする¹⁶⁰⁾。

このように、商法典 L.420—2 条は契約の解消の自由に制限を認めるものであると解すべきではないと考えるのが現在では一般的である。

(iv) 代理商契約における近時の動向に着目した理由提示義務

マンギーは、近時の論文において、代理商契約では判例によって理由提示義務がより体系的・統一的に要求されている動向に関心を示し、理由の提示は供給契約においても要求されると考えられるのではないかと言及している¹⁶¹⁾。

マンギーは次のように言う。供給契約の終了時の濫用に関する近時の破毀院の判断は、すべての請求理由を検討し濫用を導き出している。期間の定めの有無に関係なく、契約の解消であるか契約更新拒絶であるかに関係なく、やはり、より正当でより合理的な方法である、理由提示義務を認めるべきである¹⁶²⁾。また、明確な理由を表示しない場合には、慎重で合理的な正当化ではないとの判断がなされるべきである。そして、濫用なく契約の解消権が行使されたか否かを検討するのみならず、判事は理由の適正さを確認しなければならないことになる。契約に

159) PANCRAZI-TIAN (M.-E.), *op.cit.*, p. 210.

160) PANCRAZI-TIAN (M.-E.), *op.cit.*, pp. 210–213.

161) MAINGUY (D.), *op.cit.*, p. 173.

162) MAINGUY (D.), *op.cit.*, pp. 177–178.

判事が影響を及ぼすこととなる¹⁶³⁾。

このように、理由の提示を要求することの意味について、マンギーは二つの根拠を示し、さらに、次のようにいう。

第一の根拠として、労働法における解雇の規制について参照すべきである。使用者は理由の唯一の判断者とされていたが、理由の提示を要求する1973年7月13日の解雇に関する法律は判例が構築したルールを改善した。フォートがない解雇と判断されるには、正当な理由が要求されるとされた。この理由の提示の要求は、効果のない理由 (*motifs inopérants*) を排除する。その結果、理由は、法規範の基礎に関わることとなる。つまり、理由がない場合には、濫用があるとされ、理由がある場合は、現実性と重大性のコントロールが及ぶのである¹⁶⁴⁾。

理由の提示を要求するのは、経済的な根拠に基づくものであるため、正当な理由と判断されるためには、契約当事者のフォート以外に、流通方式の変更、供給の値上りなどの理由が必要である。すなわち、供給者が提示しなければならない理由は、多かれ少なかれ経済的な要素を含んだものである必要がある。提示された理由に基づき濫用と判断された場合には、供給者は不当な販売網からの排除による損害賠償をしなければならない¹⁶⁵⁾。

第二の根拠として、立証責任の転換の意味がある。理由提示義務が認められることとなると、供給者が、今後、理由を提示することになる。しかし、理由の提示という形式的側面を重視することによって理由の内容を犠牲にすることは許されない。例えば、1986年12月1日のオルドナンス36 - 5条では形式が要求されている。そして、この規定においては、形式を無視したことのみをもって終了が濫用的であると評価される。しかし、形式主義を過度に重視することは、「契約の終了における濫用」をさらに販売者が濫用することにつながる¹⁶⁶⁾。

(v) 比例原則に着目した理由提示義務

(a) 民事契約法における比例原則の意義

163) MAINGUY (D.), *op.cit.*, p. 179.

164) MAINGUY (D.), *op.cit.*, pp. 179-180.

165) MAINGUY (D.), *op.cit.*, p. 180.

166) MAINGUY (D.), *loc.cit.*

i) ローランによる近時の判例の動向の分析

比例原則に着目した理由提示義務を展開するのは、ローランである。ローランは、近時の判例の動向を分析し、破毀院が、契約終了時における状況に対してコントロールを及ぼしていると指摘する。また、特に破毀院商事部の傾向として、供給契約の終了時において両当事者間の連帯が要求されているとも指摘する¹⁶⁷⁾。

ローランは、次のように述べる。近時の判例の動向は、さらには、許諾者に理由の提示を要求することにもなりうる。すなわち、契約の終了時における信義則の支配の拡大という変化により、破毀院商事部は、契約の終了時において理由の提示を要求するに至るのではないか。近時理由を考慮に入れていると見受けられる判決があるが、重要なのは、破毀院商事部が、従来、許諾者は契約終了決定において理由を述べなくてよいと明言していた点である¹⁶⁸⁾。

理由提示義務は、許諾者が戦略的な操作を行う余地を制限することに貢献するだろう。労働契約において使用者が解雇の場合に理由を述べなければならないこととパラレルに考え、理由提示義務により立証責任の転換が図られ、特約店ではなく、許諾者に立証責任を負わせるべきである¹⁶⁹⁾。

ローランの理論展開において興味深いのは、理由提示義務の根拠である。ローランは、この根拠について、比例原則も検討対象としている。

ii) 民事契約法における比例原則

契約法において比例原則が存在しうるかという問題は、近時フランス契約法では非常に高い関心を集めている¹⁷⁰⁾。例えば、ペシュールガクによる博士論文「民事契約における比例原則」¹⁷¹⁾が発表されるに至り、また、「私法において比例原則は存在するか」と題されたシンポジウムも開かれている¹⁷²⁾。しかし、比例原則という原則は、公法の領域で主に用いられてきた経緯があり、私法における比例原

167) LAURANT (Ph.), *op.cit.*, p. 12.

168) LAURANT (Ph.), *loc.cit.*

169) LAURANT (Ph.), *op.cit.*, p. 13.

170) JALUZOT (B.), *La bonne foi dans les contrats : études comparatives de droit français, allemand et japonais*, Dalloz, 2001, p. 273.

171) PECH-LE GAC (S.), *La proportionnalité en droit privé des contrats*, L.G.D.J., 2000.

172) *petites affiches*, 30 septembre 1998, n° 279, p. 2.

則については、まだ十分に議論が尽くされたものとは言えない。近時開かれたシンポジウム「私法において比例原則は存在するか」に対しては、表題に対する最終的な答えはもたらされなかったとのコメントさえも存在する¹⁷³⁾。

まず、そもそも、私法における比例原則の定義についても十分に定着したものとは言い難い。考えられる定義は少なくとも三つはある。

第一に、比例原則が、契約における客観的な均衡を要求する場合である。つまり、二つの要素の間に常に一定の割合が要求される場合である。例えば、消費貸借契約における利息がこの第一の類型に該当するとされる。すなわち、消費貸借の期間や額に応じて利息は計算される。しかし、この原則は厳密な意味においての比例原則ではないとする見解が多い。ファン＝ランジェによれば、比例原則は真の均衡が要求されることがなくても観念できるものであるとされる¹⁷⁴⁾。ベアール＝トゥシェは次のようにコメントをする。真の均衡とは、両当事者によってあらかじめ定められた均衡を尊重することを促す場合が考えられる。しかし、契約締結時に定められた均衡が後に失われることはしばしば起こりうる。このように述べ、ベアール＝トゥシェは、第一の見解には反対をする¹⁷⁵⁾。

第二に、関連する権限や財産と比較して、一定の理性が要求される場合である。債務者の履行の可能性と契約締結時に予定された債務との関係に着目した考え方である。ファン＝ランジェは、この考え方も契約の均衡の手段としては適した考え方ではなく、厳密な意味においての比例原則とは言い難いとしつつも、第二の見解の具体例に、消費法典が保証契約においては貸主は保証人の収入に適合しているか確かめなければならないと定めていることを挙げている（消費法典 L. 313—10条）¹⁷⁶⁾。

第三に、比例原則が、目的を遂行することに対し、用いられる手段に適合性を要求する場合である。つまり、正当な措置を要求する場合である。そして、目的

173) FIN-LANGER (L.), *L'équilibre contractuel*, L.G.D.J., 2002, p. 223.

174) FIN-LANGER (L.), *op. cit.*, p. 224.

175) BÉHAR-TOUCHAIS (M.), *Rapport introductif*, in *Existe-t-il un principe de proportionnalité en droit privé?*, petites affiches, 30 septembre 1998, p. 2.

176) MAZEAUD (D.), *Loyauté, solidarité, fraternité : la nouvelle devise contractuelle?*, in *Mélanges F. TERRÉ*, 1999, p. 613.

に対して用いられた手段が適合性に欠ける場合のみ不均衡が生じると考える。従って、第三の比例原則の場合には、第一の原則のような契約における客観的な均衡が要求されることはない。第三の場合における、目的に適合した手段が用いられているかという考え方は公法の領域における考え方と合致している¹⁷⁷⁾。

私法における比例原則を論じる論者のうちの多数がこの第三の見解を採用していると思われる。例えば、ベアール＝トゥシェは、第三の比例原則こそが厳密な意味においての比例原則であるとする。ベアール＝トゥシェは次のように言う。本来の意味においても比例原則は、より合目的な側面を持つものである。従って、比例原則の要に位置するものは、「正当な措置」である。正当な措置は、当事者によって定められた正当な目的、もしくは判例によって定められた正当な目的との関係において決定されるものである¹⁷⁸⁾。

(b) 民事契約法における比例原則の問題点

i) 隣接概念との関係

比例原則は、特に権利濫用や悪意・不誠実さなどの概念と類似しているため、比例原則に対して懐疑的な論者もいる¹⁷⁹⁾。しかし、ベアール＝トゥシェによれば、両者は完全には一致せず、重複しない部分も存在するとされる。ベアール＝トゥシェは、次のように指摘する。比例原則に反することは、権利濫用や悪意・不誠実さの判断基準に資することがある。つまり、比例原則の基準は、権利濫用や信義則の理論をより精密化したり、枠組みを形成することに貢献する。さらに、比例原則は、不誠実さの概念よりも、予見可能性が高いものと評価できる。しかし、なお、正確に予見することはできず、不安定なものであるというデメリットも存在することは否めない。明白な不均衡があった場合において比例原則が働くときとすべきとの指摘もあるが、やはり、明白な不均衡の概念は不明確であり曖昧性は残る。また、信義誠実や権利濫用が用いられないところであっても比例原則はその存在意義が認められる。信義誠実や権利濫用とは異なり、比例原則は、制裁の手

177) FIN-LANGER (L.), *op.cit.*, p. 225.

178) BÉHAR-TOUCHAIS (M.), *Conclusion*, in *Existe-t-il un principe de proportionnalité en droit privé?, petites affiches*, 30 septembre 1998, p. 68.

179) JALUZOT (B.), *op.cit.*, p. 275 は、「契約の均衡」との区別の曖昧さを危惧する。

段のみならず正当化の手段（有効性を担保する手段）としても用いられるのである。比例原則は、具体的に、公序や平等にかわる概念として用いられたりすることがある。さらには、行為態様などについて比例原則に反することを理由にサンクションが生じることもある。

このように私法の領域において、比例原則は、例外的な存在であることは否定できないものの、一応存在はすると、ベアール＝トゥシェは結論づける¹⁸⁰⁾。

ii) 民事契約法における権限の存否

私法における比例原則を認めることを躊躇する学説の中には、契約法における権限の不存在を根拠とする見解がある。すなわち、公法や刑法における比例原則は、権限を制限する機能があり、その前提には権限が存在していなければならないが、私法にはそもそも権限は存在しないのではないかという見解である¹⁸¹⁾。この点に関して、ベアール＝トゥシェは供給契約には権限が存在しうるとし、次のように指摘をする¹⁸²⁾。すなわち、供給契約は経済的依存契約であり、競争法の間接的な影響も多少あると思われるが、供給者が販売者に対し権限を行使することは可能である。従って、比例原則は供給契約において存在すると言える。比例原則は権限行使の濫用を抑える機能を持つ。そして、比例原則は、契約における客観的な均衡を要求するのではなく、契約者の権限を抑制し、その権限の行過ぎのみをコントロールする。従って、契約における客観的な均衡を設けることにその目的があるわけではない。

(c) 比例原則を補強する理由提示義務

ベシュールガクは、比例原則は様々な点について曖昧さを残したままではあるものの、供給契約の終了時における近時の判例の動向に着目し、理由提示義務を紹介する。そして、理由提示義務は契約の均衡と関連性があるとの指摘をする¹⁸³⁾。

また、以上の論議に示唆を得て、ローランは、理由提示義務と比例原則の関係

180) BÉHAR-TOUCHAIS (M.), *op.cit.*, pp. 8-9.

181) BÉHAR-TOUCHAIS (M.), *op.cit.*, p. 70.

182) BÉHAR-TOUCHAIS (M.), *op.cit.*, p. 70 は、BEALE (H.), *L'abus de pouvoir dans les contrats de longue durée et les limites du droit des contrats*, in *Droit et vie des affaires Études à la mémoire d'A. SAYAG*, Litec, 1997, p. 117 について、表題を意識的に「権利濫用」ではなく、「権限濫用」としたと指摘する。

について論じる。ローランは、比例原則について、様々な根拠もあり定義は難しいが、権限 (*pouvoir* もしくは *prérogative*) が他の利益に衝突した場合において、その行使の制限をする機能を持つものとする¹⁸⁴⁾。すなわち、先に紹介した第三の説に近い立場であると言えよう。

ローランは、さらに、理由提示義務は比例原則を補強するものであると、次のように述べる。供給契約における契約解消権が、予定された利益と比較して明白に不均衡なものであるかは、理由の提示によって判断される。ただし、過度の比例原則は許されない。特約店契約においては不均衡であることが原則であるからである。両者のバランスを取り戻させることを過度に行えば、その有用性が失われてしまいかねない¹⁸⁵⁾。ここに一番の難点がある。なぜならば、判事は、販売者は供給者との契約により経済的な利益を享受しているにもかかわらず、契約を維持することはできない点も考慮しなければならないからである。

このような指摘により、従って、ローランは、理由にコントロールが及ぶとされるに至ったとしても、そのコントロールは控えめなものにとどまるであろうと結論づけている。

4 契約関係での制裁を伴った処分における理由提示義務

制裁を伴った処分に関する判決として、まず、職業組合からの除名に関する判決を検討する。この判決を紹介する文献は多いものの、特に以後同視することのできる判決は存在しない。珍しい判決であるとコメントされている。次に、労働契約における懲戒処分について検討する。

・1910年3月15日破毀院審理部判決（職業組合からの除名）¹⁸⁶⁾

【判旨】職業組合の規定の文言に従い、明確な事実の調査の後、除名を言及することができるかとされている場合、組合員の除名がなされ、当該組合員にその通知

183) PECH-LE GAC (S.), *op.cit.*, p. 276.

184) LAURANT (Ph.), *op.cit.*, p. 13.

185) BOY (L.), *Les utilités du contrat, petites affiches*, 10 septembre 1997, p.3.

186) Req. 15 mars 1910, *D.P.* 1913, V 30.

がなされる決定には除名の理由が言及されなければならない。理由の言及がない場合、事実審判事は、組合は正当な理由により除名を行ったと根拠づけることができないと、判断することができる。組合員の除名が正当な理由に基づくにせよ、基づかないにせよ、除名の通知に理由の記載がなされていない場合は、無効とされなければならない。

労働契約における懲戒処分には、解雇以外に例えば、出勤停止、配転、降格、などがある¹⁸⁷⁾。これらの懲戒処分については、破毀院は、1973年7月13日の法律の適用の下においても、非行との均衡性のコントロールを一貫して拒否していた¹⁸⁸⁾。1982年8月4日の法律(「オルー法」とも呼ばれ、4つの法律から構成される。)により、懲戒処分の書面の通知及び理由の開示が要求されることとなる(労働法典 L.122—41条、R.122—18条)¹⁸⁹⁾。理由の記載がない場合や、理由が不明確である場合、処分は無効と判断されることになる(同 L.122—43—2条)¹⁹⁰⁾。この点は、解雇とは異なる点である。また、解雇以外の懲戒処分については、立証責任が転換されていることが明文で規定されている。つまり、基本的には使用者が証拠資料を提出しなければならない(同 L.122—43—1条)¹⁹¹⁾。この点も、解雇規制との相違点である。

*

*

*

Ⅱ章では、フランスの理由提示義務の諸相について、検討を行った。契約の内容決定における理由提示義務(1)、契約の内容変更の拒絶における理由提示義務(2)、契約の終了における理由提示義務(3)、契約関係での制裁を伴った処分における理由提示義務(4)の検討を順に行った。Ⅲ章では、より総括的な理由提示義務論に関

187) フランスの懲戒処分に関する邦語文献には、山崎文夫『フランス労働法論』(総合労働研究所、1997) 145頁以下、などがある。

188) JAMMAUD (A.), PÉLISSIER (J.) et SUPLOT (A.), *Droit du travail*, 20^e éd., Précis, Dalloz, 2000, p. 887.

189) JAMMAUD (A.), PÉLISSIER (J.) et SUPLOT (A.), *op.cit.*, p. 892. オルー法については、保原喜志夫「オルー法とフランス労働法の新展開」労協302号37頁(1984)を参照。

190) JAMMAUD (A.), PÉLISSIER (J.) et SUPLOT (A.), *op.cit.*, p. 898.

191) JAMMAUD (A.), PÉLISSIER (J.) et SUPLOT (A.), *op.cit.*, pp. 896-897.

してフランスではいかに理論構築の試みがなされているのかについて、検討をすることにする。

(以下次号)